（別紙８）

共同企業体協定書

(目的)

1. 当共同企業体は、次の事業を共同して実施することを目的とする。

（１）　公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（以下「事業団という。」）が実施する「健康課題解解決型支援事業」の助成を受けて実施する事業（以下「助成事業」という）。

（２）　前号に附帯する業務

２　前項の事業のうち、各構成員が実施する助成事業業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　住所○〇・企業名○○　内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、その存続期間は令和　年　月　日までとする。

２　助成事業を実施することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該事業の助成決定日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　所在地

　　商号又は名称

　所在地

　　商号又は名称

(代表者の名称)

第６条　当企業体は、○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は助成事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、事業団及び関係機関等と折衝する権限並びに助成金申請、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の助成金額については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定し、助成事業の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、助成事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（助成事業途中における構成員の脱退）

第13条　構成員は、事業団及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が助成事業を完了する日までは脱退することができない。

（助成事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが助成事業実施期間において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して助成事業を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第15条　当企業体が解散した後においても、当該助成事業につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

　　　　○○　　　　外〇社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を　〇通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、（公財）沖縄県保健医療福祉事業団へ１通を提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　代表者　　商号又は名称

　　　　　　　　　代表者名 印

商号又は名称

　　　　　　　　　代表者名 印

商号又は名称

　　　　　　　　　代表者名 印